

## 介護予防訪問型サービス利用料金表（利用者負担額）

介護予防訪問型サービスの提供に際し、負担する利用料金は原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割又は3割の額です。

介護予防訪問介護		単位数 (1月)	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)	
訪問型サービスⅠ 〔身体介護 ＋生活援助〕	週1回	要支援1・2 事業対象者	1,176	12,747円	1,275円	2,550円	3,825円
	週2回	要支援1・2 事業対象者	2,349	25,463円	2,547円	5,093円	7,639円
	週2回 を超える 程度	要支援2	3,727	40,400円	4,040円	8,080円	12,120円
訪問型サービスⅡ 〔生活援助〕	週1回	要支援1・2 事業対象者	1,040	11,273円	1,128円	2,255円	3,382円
	週2回	要支援1・2 事業対象者	2,079	22,536円	2,254円	4,508円	6,761円
	週2回 を超える 程度	要支援2	3,297	35,739円	3,574円	7,148円	10,722円

### 【利用者負担算出方法】

地域単価（10.84）×単位数＝〇〇円（1円未満切り捨て）

1割の場合：〇〇円－（〇〇円×0.9（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

2割の場合：〇〇円－（〇〇円×0.8（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

3割の場合：〇〇円－（〇〇円×0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

※地域単価は事業所の所在地に基づき、藤沢市「4級地」10.84円です。

(1) 初回加算 200単位/月（2,168円/月）〔1割217円 2割434円 3割651円〕

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら第一号訪問事業（介護予防訪問型サービス）を行った場合、又は他の訪問介護員等が第一号訪問事業（介護予防訪問型サービス）を行う際に同行訪問した場合。

(2) 生活機能向上連携加算

I 100単位/月（1,084円/月）〔1割109円 2割217円 3割326円〕

II 200単位/月（2,168円/月）〔1割217円 2割434円 3割651円〕

I 指定予防訪問リハビリテーション若しくは予防通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師の助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）した場合。

当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は予防通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又は ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で助言を行うことを定期的に行った場合

II 指定予防訪問リハビリテーション・予防通所リハビリテーション事業所の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が指定予防訪問リハビリテーション又は予防通所リハビリテーションの一環として利用者の自宅に訪問した際に、サービス提供責任者が同行する等により、当該理学療法士等と利用者の身体状況等の評価を行い、かつ生活の向上を目的とした予防訪問介護計画を作成した場合

加えてリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合

(3) 口腔連携強化加算 50 単位／回（1 月 1 回）（542 円／回）〔1 割 55 円 2 割 109 円 3 割 163 円〕

・事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1 月に 1 回に限り所定単位数を加算

・事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号 C000 に掲げる歯科訪問診療科の算定の実績がある歯科医療機関の

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

(4) 介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数にサービス別加算24.5%乗じた単位数

(8) 同一建物減算1 所定単位数の90%

事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（有料老人ホーム・軽費老人ホーム・養護老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する利用者に訪問する場合

上記以外の範囲に所在する建物に居住する利用者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）に訪問する場合

同一建物減算2 所定単位の85%

事業所を同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（有料老人ホーム・軽費老人ホーム・養護老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する利用者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合）に訪問する場合

同一建物減算3 所定単位の88%

正当な理由なく、事業所において、全6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（同一建物減算2に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が90%以上である場合

(9) 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位の1.0%減算

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算

(10) 業務継続計画未実施減算 所定単位の1.0%減算

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算

(11) その他の費用について

- ①第一号訪問事業（介護予防訪問型サービス）を提供するにあたって、利用者宅で利用する水道、ガス、電気等の費用は負担して頂きます。
- ②タクシーやバス等で一緒に出掛ける場合は、ヘルパーの交通費は利用者の負担となります。
- ③介護に関することで事務所への連絡が必要となった場合は、利用者宅の電話をお借りすることがあります。

## 訪問型サービス A 利用料金表（利用者負担額）

訪問型サービス A の提供に際し、負担する利用料金は原則として負担割合証に応じ基本利用料金の 1 割、2 割又は 3 割の額です。

訪問型サービス A			単位数 (1 回)	基本利用 料	利用者 負担 (1 割)	利用者 負担 (2 割)	利用者 負担 (3 割)
訪問型サービス A	20 分以 上 45 分 未満	要支援 1・2 事業対象者	208	2,254 円	226 円	451 円	677 円
	45 分以 上	要支援 1・2 事業対象者	256	2,775 円	278 円	555 円	833 円

※20 分以上 45 分未満と 45 分以上の組み合わせて利用も可能

利用できる上限回数	事業対象者・要支援 1	要支援 2
		週一回（5 週の時は 5 回まで）

### 【利用者負担算出方法】

1 単位（10 円）×単位数＝〇〇円（1 円未満切り捨て）

1 割の場合：〇〇円－（〇〇円×0.9（1 円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

2 割の場合：〇〇円－（〇〇円×0.8（1 円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

3 割の場合：〇〇円－（〇〇円×0.7（1 円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

※1 単位 10.84 円です。

(5) 初回加算 200 単位／月（2,168 円／月）〔1 割 217 円 2 割 434 円 3 割 651 円〕

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら第一号訪問事業（訪問型サービス A）を行った場合、又は他の訪問介護員等が第一号訪問事業（訪問型サービス A）を行う際に同行訪問した場合。

(6) その他の費用について

- ① 第一号訪問事業（訪問型サービス A）を提供するにあたって、利用者宅で利用する水道、ガス、電気等の費用は負担して頂きます。
- ② タクシーやバス等で一緒に出掛ける場合は、ヘルパーの交通費は利用者の負担となります。
- ③ 介護に関することで事務所への連絡が必要となった場合は、利用者宅の電話をお借りすることがあります。